

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 538 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 538 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 25 日開催）において、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取入れ方の検討（B5.5.28 項から B5.5.55 項）について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （全体的な意見）

2. 全体的に、IFRS 第 9 号の定めについての新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）への取入れ方に異論はない。
3. 金融商品専門委員会で聞かれた意見は、具体的かつ的確であるため、今後の文案の作成において取り込んでいただきたい。
4. 資料の青色ハイライト部分について、解説的な内容であるため新適用指針に取り込まないとする点は同意するものの、財務諸表の作成者にとっては、実務上の取扱いとして有用な場合もあるため、可能な限り結論の背景等に記載することを検討して頂きたい。

### （IFRS 第 9 号付録 A 「予想信用損失」及び「信用損失」の定義の取入れイメージについての意見）

5. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）への取入れイメージにおいては、「予想存続期間にわたる」という表現が予想信用損失の定義に含まれており、信用損失の定義には含まれていない。一方、新適用指針への取入れイメージにおいては、信用損失は、予想存続期間を通じて見積もることが示されている。この点、「予想信用損失」と「信用損失」の違いがわかりにくい印象を受ける。
6. 「予想信用損失」は、債務不履行リスクでウェイト付けした加重平均という点がその特徴であると考えられる。この点、審議資料(3)-4 第 74 項の金融商品会計基準への取入れイメージでは、予想信用損失の算定方法として確率により加重計算されることが示されている一方、「予想信用損失」の定義においてもそのような内容が示されている。この

点、確率加重する点を定義に含めるのかも含めて、文案作成時には用語の使い方を検討して頂きたい。

7. 「信用損失」の定義においては信用損失の見積り方法を記載している一方、取入れイメージの中には「信用損失の実績」という表現もあり、「信用損失」という用語を様々な意味で使用しているように思われる。このため、文案作成時には「信用損失」という用語の使い方を再検討して頂きたい。

**(IFRS 第9号第5.5.6項、B5.5.30項及びB5.5.31項の取入れイメージについての意見)**

8. 審議資料(3)-3第8項のIFRS第9号B5.5.31項の青色ハイライト部分は、ローン・コミットメントにおいて予想信用損失を見積る場合の対象をわかりやすく記載している。ローン・コミットメントに引当を行っていない実務も現状存在することも踏まえると、この記述は有益と考えられるため、結論の背景への取入れを検討して頂きたい。

**(IFRS 第9号B5.5.35項の取入れイメージについての意見)**

9. IFRS第9号B5.5.35項においては、「企業は、予想信用損失を見積る際に、5.5.17項の原則と整合する場合には、実務上の便法を使用することができる。」との記載がある。この点、取入れイメージで示されているものは、この実務上の便法の一例であると考えられるため、新適用指針の本文又は結論の背景において、この点が読み取れるような記載をして頂きたい。

**(IFRS 第9号第5.5.19項から第5.5.20項及びB5.5.38項からB5.5.39項の取入れイメージについての意見)**

10. X3項について、取入れイメージでは(1)から(3)の特性を「考慮する」という表現となっている一方、IFRS第9号B5.5.39項においては「一般的に以下の特性を有している」という表現となっている。また、現状の取入れイメージの記載では、考慮の結果としてどのように判断する必要があるかという点が不明瞭であるため、表現を再検討する必要があると考える。

以 上